

特定非営利活動法人 maggie's tokyo 会員規約

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 maggie's tokyo の 定款第2章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務等について定める。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政での支えとなるとともに、定款第3条の目的の実現に努める。

(会員の権利)

第3条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会に出席して意見を述べる権利
- (2) 各種事業、イベント等に参加し、定款第3条の目的の実現に向けて適正に活動する権利
- (3) 会報等により、会員活動に必要な情報を受ける権利

2 正会員は、本条1号に加えて、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会において議決に加わる権利
- (2) 総会開催請求権

(会員の義務)

第4条 正会員及び寄付会員は、本会員規約第5条に規定された会費の納入義務を負う。

(会費)

第5条 会費は、入会月に関係なく事業年度1年間の会費をいう。

2 定款第8条による会費は、次のとおりとする。

会員種別		入会金・年会費（一口以上）
個人	個人正会員	入会金：5,000円・年会費：一口10,000円～
	個人寄付会員	年会費：一口10,000円～
	学生寄付会員	年会費：一口3,000円
	特別寄付会員※	年会費：一口3,000円～
法人	法人正会員	入会金：10,000円・年会費：一口100,000円～
団体	法人寄付会員	年会費：一口50,000円～

※特別寄付会員：がんを経験された方あるいは60歳以上の方

3 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

(会費の納入)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

2 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、当該会員に弁明の機会を与えたうえで総会の議決により当該会員を除名できるものとする。

- (1) 当団体の定款または本規約に対する重大な違反があったとき
- (2) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(変更)

第8条 この規約の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

1 この規約は、2015年4月1日から施行する